

第1号様式（第5条第1項）

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付申請書

年　月　日

（宛先）川崎市長

本店所在地
企業名
代表者職・氏名
事務担当者
電話番号
FAX
E-mail

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業区分	立地促進事業
2 助成対象経費	合計_____円（税抜）
3 助成金交付申請額	合計_____円（1万円未満切捨て）

※ 助成金交付申請額は、助成対象経費に1／10を乗じた額と要綱別表第4に定める助成限度額とを比較して、いずれか少ない額を記入すること。

（提出書類一覧）

- 1 交付申請書（本様式）
- 2 企業概要書（第1号様式の別紙1）
- 3 事業計画書（第1号様式の別紙2）
- 4 誓約書（第1号様式の別紙3）
- 5 評価基準申請書（第1号様式の別紙4）及び附随資料
- 6 企業概要（パンフレット等）
- 7 法人の履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は、開業届の写し、確定申告書の写し、個人事業税の納税証明書等、個人事業主であることが確認できる書類）
- 8 直近3期分の決算報告書の写し（貸借対照表、損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- 9 中小企業診断士等が作成した財務内容・経営計画等評価意見書
- 10 直近の納税証明書（法人住民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産））
- 11 計画概要資料（位置図、平面図、立面図等）
- 12 現工場（既存工場）の現況写真（外観・内部）
- 13 経費積算に係る見積書等の写し
- 14 市内中小企業者であることの誓約書（第1号様式の別紙5）（100万円を超える契約について、川崎市の競争入札参加者有資格者名簿に登載されていない市内中小企業者から見積書を取得する場合に限る。）
- 15 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第1号様式の別紙6）（100万円を超える契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を取得しがたい事由がある場合に限る。）
- 16 既存の建物を賃借又は取得する場合、建物の建築確認が証明できる書類（建築計画概要書、建築確認済証、検査済証等の写し、建築確認等台帳記載証明書等）
- 17 建物所有者の承諾書類（既存の建物を賃借し、当該建物において改修工事等を実施する場合に限る。）
- 18 助成対象事業に係る不動産（土地・建物）の全部事項証明書（既存の建物を賃借した場合は除く。）
- 19 その他市長が必要とする書類

企 業 概 要 書

企 業 名				
本店 所在地				
代表者職氏名	職 氏名	創業年月	年 月	
資 本 金	万円 (大企業の出資割合 %)	従業員数	人 (うち常用雇用者数 人)	
主たる業種	(日本標準産業分類、中分類)		業務の内容	
主要 製 品	%		主要取引先	%
	%			%
	%			%
主要保有設備				
自 社 技 術 の 特 徴				
全 工 場 ・ 事 業 所 数	工場 か所 その他事業所 か所 川崎市内の工場・事業所名及び所在地			
最近の業績等		期 間	売 上 高 (千円)	経常利益 (千円)
	第 期	/ ~ /		
	第 期	/ ~ /		
	第 期	/ ~ /		

事 業 計 画 書

1 事業詳細

新 増 設 を 行 う 工 場 等 の 住 所						
土 地 の 状 況	所 有 区 分	<input type="checkbox"/> 契約済み (<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地) 契約日： 年 月 日 <input type="checkbox"/> 契約予定 (<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地) 契約予定日： 年 月 日				
	敷 地 面 積	m ² (建蔽率 %)		%, 容積 %)		
	用 途 地 域	<input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> その他 ()				
建 物 の 状 況	所 有 区 分	<input type="checkbox"/> 自社所有 <input type="checkbox"/> 賃借 (契約予定日： 年 月 日)				
	建 築 面 積	m ²	延べ床面積	m ² (うち生産施設面積 m ²)		
	建 物 構 造	造 階建				
	建 物 各 階 の 予 定 用 途 等	用 途	床 面 積			
		階				m ²
		階				m ²
階					m ²	
合 計					m ²	
現 工 場 の 概 要	住 所					
	所 有 区 分	土地： <input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 建物： <input type="checkbox"/> 自社所有 <input type="checkbox"/> 賃借				
	用 途 地 域					
	敷 地 面 積	m ²	建築面積	m ²		
	延べ床面積	m ²	建物の構造	造 階建		
当 該 事 業 に か か る ス ケ ジ ュ ー ル 等	工事着手予定日	年 月 日				
	竣工予定日	年 月 日				
	建物引渡予定日	年 月 日				
	操業開始予定日	年 月 日				
助 成 対 象 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日					
移 転 計 画 等 (移転を伴う場合のみ)	移転(入居)予定日 年 月 日 ※工事期間中に一時移転する場合の住所					
移 転 の 場 合、既存 工 場 の 状 況	(跡地利用予定等)					
公 害 防 止 等 の 対 策						
特 記 事 項	現在この助成金以外で申請している助成事業 申請先： 本申請との関係：同一・否 助成対象事業名： テーマ・内容： 助成金申請額：					

2 投資計画及び資金計画

予定投資額	土地	千円（賃借の場合は助成対象算入経費）(A)			
	建物	千円（賃借の場合は助成対象算入経費）(B)			
	償却資産 (建物 附属設備) ※リースの場合は助成対象算入 経費を記載	内容	金額(千円)		
	小計	千円(C)			
	償却資産 (機械及び 装置) ※リースの場合は助成対象算入 経費を記載	内容	用途	単価(千円)	数量
	小計	千円(D)			
	その他 (土地造成費、測 量費、設計費、改 修費、生産設備の 運送・設置に係る 費用等)	内容	用途	単価(千円)	数量
	小計	千円(E)			
	合計	千円(A~E)			
資金計画	自己資金	千円			
	借入金	千円			
	補助金等	千円			
	その他	千円			
	合計	千円			

(注)

- 記入欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。
- 助成対象外となる経費は記入しないこと。
- 消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等及び各種手数料（銀行振込、不動産仲介手数料等）は助成対象外とする。
- 予定投資額の合計額（A~E）が、500万円以上であること。
- 関連施設の面積は、新增設した工場等の延床面積のうち、生産施設の面積を限度として助成対象とする。
- 関連施設は、事務所、倉庫、会議室、休憩室、ロッカーリー室、食堂、駐車場等をいう。
- 工場等と住宅を併設する場合は、住宅部分に係る経費を除く費用を助成対象とする。
- 建物附属設備は、電気設備、ガス設備、給排水設備、冷暖房設備、照明設備、通風設備、昇降機等建物に附属する設備で、建物本体とは区分して評価される償却資産をいう。
- 土地を賃借した場合の賃借料は、1,000万円と月額賃借料の12か月分（1年分）とを比較して、いずれか少ない額を算入できるものとする。
- 既設工場等を賃借した場合の賃借料（共益費を含む。敷金、礼金、その他これらに類するものは除く。）は、1,000万円と月額賃借料の12か月分（1年分）とを比較して、いずれか少ない額を算入できるものとする。
- 生産設備は、取得予定単価が50万円以上のものに限る。
- 償却資産について、リース契約を行った場合のリース料については、1,000万円と月額リース料の12か月分（1年分）とを比較して、いずれか少ない額を算入できるものとする。

3 経営計画

今 回 の 投 資 の ね ら い ・ 目 的	
対 象 工 場 等 に お け る 今 後 の 事 業 展 開 予 定 (活 動 方 針 ・ 売 上 見 込 等)	
後 繙 者 の 有 無 ・ 育 成 計 画 等	
新 た な 雇 用 予 定 数	人 (うち常用雇用者数 人)
そ の 他 特 記 事 項	

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

本 店 所 在 地

企 業 名

代表者職・氏名

申請者及び申請者の役員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消しその他の不利益を被ることとなるても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合には、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に提供することについて、同意します。

〔役 員 等 名 簿〕

役職	フリガナ 氏名	性別 (任意)	住所	生年月日

(注1) 氏名にはフリガナを付して下さい。

(注2) 役員等名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

評価基準申請書

	評価基準	該当／ 非該当	申請内容
①	次のいずれかの基準により新たに常用の従業員を雇用すること ・5名以上 ・申請時における常用雇用の従業員総数の5%以上	該当／ 非該当	新たな常用雇用者数 人 (現在の常用雇用者数 人)
②	申請者の市内事業所の生産施設面積が15%以上もしくは150m ² 以上増加すること	該当／ 非該当	・申請時 生産施設面積 m ² ・工場等の新增設後 生産施設面積 m ²
③	新たな生産設備、生産性向上に資するソフトウェア等（単価50万円（税抜き）以上）の償却資産を取得し、その総投資額が500万円（税抜）以上あること（賃借料、リース料を含む）	該当／ 非該当	総投資額 円
④	新增設を行う工場等の住所が次のいずれかであること ・高津区久地、宇奈根、下野毛、北見方 ・中原区宮内、上小田中、市ノ坪、中丸子 ・川崎区日ノ出、塩浜	該当／ 非該当	新增設等を行う工場等の住所 (_____区_____)
⑤	・市内インキュベーション施設からの立地	該当／ 非該当	
⑥	・市外からの立地	該当／ 非該当	

該当項目数	項目
評価区分	重点支援評価（3項目以上）／標準評価（2項目以下）

【附随資料一覧】

評価区分が「重点支援評価」である場合は、次の附随資料を併せて提出するものとする。

- 申請日時点における従業員名簿など常用雇用者数を確認できる資料（①が「該当」の場合に限る。）
- 申請日時点における申請者の川崎市内における全ての事業所の面積を記載した図面などの資料（②が「該当」の場合に限る。）
- 対象資産の見積書等の写し（③が「該当」の場合に限る。助成対象経費に含まれる資産の重複する見積書等は除く。）

（注）

- 「市内インキュベーション施設からの立地」には、同施設から移転する場合のほか、同施設以外に新たな事業所を増設する場合を含む
- 「市外からの立地」には、市内に事業所のない事業者が市内に事業所を新設する場合、市外の事業所を市内に移転する場合、市内の事業所と市外の事業所を移転統合する場合のいずれも含む

市内中小企業者であることの誓約書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

※市内中小企業者として川崎市の競争入札参加資格名簿に登載されている場合は、本誓約書の提出は不要です。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年　月　日

（あて先）

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金

申請事業者名

申請事業者の代表者名

（誓約者）

住所

商号又は名称

（ふりがな）

代表者職氏名

資本金の額　円

職員総数　人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）

第1号様式の別紙6

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の取得が行えない契約

案件名 _____

2. 発注先

3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書		通
市内中小企業者以外による見積書		通

（※辞退届を含む。）

4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の取得が行えない理由

（1）市内中小企業者で取扱いがない
（2）2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
（3）特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
（4）継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
（5）工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者は対応できないもの
（6）上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、（1）から（6）の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

（6）の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付要綱第5条の2に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の取得について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当し、これらの方法により難いと判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

本店所在地

企業名

代表者職・氏名

第2号様式（第5条第1項）

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付申請書

年　月　日

（宛先）川崎市長

本店所在地

企　業　名

代表者職・氏名

事務担当者

電話番号

FAX

E-mail

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業区分	操業環境改善支援事業
2 助成対象経費	合計 <u> </u> 円（税抜）
3 助成金交付申請額	合計 <u> </u> 円（1万円未満切捨て）

※ 助成金交付申請額は、助成対象経費に3／4を乗じた額と300万円とを比較して、いずれか少ない額を記入すること。

（添付書類）

- 1 交付申請書（本様式）
- 2 企業概要書（第2号様式の別紙1）
- 3 事業計画書（第2号様式の別紙2）
- 4 誓約書（第2号様式の別紙3）
- 5 企業概要（パンフレット等）
- 6 法人の履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は、開業届の写し、確定申告書の写し、個人事業税の納税証明書等、個人事業主であることが確認できる書類）
- 7 直近の市税納税証明書（法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産））
- 8 計画概要資料（位置図、平面図、立面図等）
- 9 現工場（既存工場）の現況写真（外観・内部）
- 10 当該事業の実施に伴う効果が分かる資料（カタログ、仕様書等）
- 11 建築計画概要書の写し、建築確認等台帳記載証明書等
- 12 経費積算に係る見積書等の写し
- 13 市内中小企業者であることの誓約書（第2号様式の別紙4）（100万円を超える契約について、川崎市の競争入札参加者有資格者名簿に登載されていない市内中小企業者から見積書を取得する場合に限る。）
- 14 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第2号様式の別紙5）（100万円を超える契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を取得しがたい事由がある場合に限る。）
- 15 建物所有者の承諾書類（当該事業を申請者以外のものが所有する建物において実施する場合に限る。）
- 16 その他市長が必要とする書類

企 業 概 要 書

企 業 名			
本店 所在地			
代表者職氏名	職 氏名	創業年月	年 月
資 本 金	万円 (大企業の出資割合 %)	従業員数	人 (うち常用雇用者数 人)
主たる業種	(日本標準産業分類、中分類)	業務の内容	
主要 製 品	%	主要取引先	%
	%		%
	%		%
主要保有設備			
自 社 技 術 の 特 徴			
全 工 場 ・ 事 業 所 数	工場 か所 その他事業所 か所 川崎市内の工場・事業所名及び所在地		

事 業 計 画 書

助成対象事業名		<input type="checkbox"/> 防音対策に係る事業 <input type="checkbox"/> 防振対策に係る事業 <input type="checkbox"/> 脱臭対策に係る事業 <input type="checkbox"/> 浸水対策に係る事業 <input type="checkbox"/> その他 ()		
現工場の概要	住 所			
	所 有 区 分	土地: <input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 建物: <input type="checkbox"/> 自社所有 <input type="checkbox"/> 賃借		
	用 途 地 域			
	敷 地 面 積	m^2	建築面積	m^2
	延べ床面積	m^2 (うち生産施設面積 m^2)	建物の構造	造 階建
事 業 内 容				
助成対象事業の内容				
事業実施の目的 (現状・背景等)				
事業実施の効果 (改善目標等)				
当該事業にかかる スケジュール等		工事着手予定日	年	月
		工事完了予定日	年	月
		支払完了予定日	年	月
予定投資額	経費名称 (明細)	金額(円)		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
	合 計	円		
資金計画	自 己 資 金	円		
	借 入 金	円		
	補 助 金 等	円		
	そ の 他	円		
	合 計	円		

特　記　事　項	現在この助成金以外で申請している助成事業
	申請先：
	助成対象事業名：
	本申請との関係：同一・否

助成金申請額：
テーマ・内容：
助成金申請額：

(注)

- 1 予定投資額等について、記入欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。
- 2 助成対象外となる経費は記入しないこと。
- 3 消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等及び各種手数料（銀行振込手数料等）は助成対象外とする。
- 4 予定投資額の合計額が、10万円以上であること。

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

本店所在地

企 業 名

代表者職・氏名

申請者及び申請者の役員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消しその他の不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合には、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に提供することについて、同意します。

〔役員等名簿〕

役職	フリガナ 氏名	性別 (任意)	住所	生年月日

（注1）氏名にはフリガナを付して下さい。

（注2）役員等名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

市内中小企業者であることの誓約書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

※市内中小企業者として川崎市の競争入札参加資格名簿に登載されている場合は、本誓約書の提出は不要です。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年　　月　　日

（あて先）

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金

申請事業者名

申請事業者の代表者名

（誓約者）

住所

商号又は名称

（ふりがな）

代表者職氏名

資本金の額　　円

職員総数　　人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）

第2号様式の別紙5

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の取得が行えない契約

案件名 _____

2. 発注先

3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

（※辞退届を含む。）

4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の取得が行えない理由

（1）市内中小企業者で取扱いがない
（2）2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
（3）特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
（4）継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
（5）工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者は対応できないもの
（6）上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、（1）から（6）の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

（6）の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付要綱第5条の2に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の取得について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当し、これらの方法により難いと判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

本店所在地

企業名

代表者職・氏名

第3号様式（第6条）

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金事前着手届

年 月 日

（宛先）川崎市長

本店所在地

企業名

代表者職・氏名

事務担当者

電話番号

FAX

E-mail

年 月 日付けで交付申請した上記の事業計画について、交付決定の通知を受ける前に当該事業計画に係る事業に着手しますので、川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付要綱第6条の規定に基づき、届け出ます。

なお、審査の結果、不交付決定がなされた場合でも、異議は一切申し立てません。

記

1 事業区分 立地促進事業

2 事業着手予定年月日

3 事前着手の理由

4 着手内容

第4号様式－2（第7条第1項）

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金不交付決定通知書

川崎市指令経工第 号
本店所在地
企業名
代表者職・氏名 様

年 月 日付けで申請のありました川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金について、内容を審査した結果、次の理由により不交付と決定しましたので、川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付要綱第7条第1項の規定により、通知します。

年 月 日

川崎市長名

1 事業区分 立地促進事業 ・ 操業環境改善支援事業

2 理由

第5号様式-1 (第9条第1項)

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金事業計画変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

本店所在地

企 業 名

代表者職・氏名

事 務 担 当 者

電話番号

FAX

E-mail

年 月 日付けで交付申請した上記の事業計画の内容を下記のとおり変更したいので、川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 事業区分 立地促進事業 ・ 操業環境改善支援事業

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

第5号様式－2（第9条第1項）

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金事業計画中止（廃止）承認申請書

年　月　日

（宛先）川　崎　市　長

本店所在地

企　業　名

代表者職・氏名

事　務　担　当　者

電話番号

F A X

E－m a i l

年　月　日付けて交付申請した上記の事業計画を下記のとおり中止（廃止）したいので、川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 事業区分 立地促進事業 ・ 操業環境改善支援事業

2 中止（廃止）の理由

3 中止の期間

4 添付書類

第5号様式－3（第9条第1項）

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金事業計画承継承認申請書

年　月　日

（宛先）川　崎　市　長

本店所在地
企　業　名
代表者職・氏名
事務担当者
電話番号
FAX
E-mail

年　月　日付けて交付申請した上記の事業計画を下記のとおり他に承継させたいので、川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 事業区分 立地促進事業・操業環境改善支援事業
- 2 承継の内容
- 3 承継者の氏名及び住所
- 4 承継に伴い事業計画の内容について変更する事項
- 5 承継の理由
- 6 添付資料
 - (1) 承継に関する当事者間の契約書の写し
 - (2) 承継者の経歴及び概要を示す事業概要書
 - (3) 承継者の誓約書（別紙）
 - (4) 承継者の概要が分かる資料（パンフレット等）
 - (5) 承継者の定款
 - (6) 承継者の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - (7) 承継者の直近3期分の決算報告書
 - (8) 承継者の納税証明書

誓 約 書

年 月 日

（宛先）川崎市長

承継者本店所在地

企 業 名

代表者職・氏名

事務担当者

電話番号

FAX

E-mail

年 月 日付けて「（申請者の企業名を記入）」が交付申請した川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金の事業計画の承継に関し、被承継者が市に対して有する一切の権利義務を年 月 日において承継し、当該事業計画について責任を持って実施することを誓約します。

第6号様式－1（第9条第4項）

第 号
年 月 日

（宛先）企業名
及び代表者の職・氏名

川崎市長

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金事業計画変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のありました川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金の事業計画の変更等について、内容を審査した結果、下記のとおり承認することに決定しましたので、川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付要綱第9条第4項の規定により、通知します。

記

- 1 事業区分 立地促進事業 ・ 操業環境改善支援事業
- 2 承認の内容
- 3 承認の条件等

第6号様式－2（第9条第4項）

第
年
号
月
日

（宛先）企業名
及び代表者の職・氏名

川崎市長

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金事業計画変更等不承認通知書

年　　月　　日付けで申請のありました川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金の事業計画の変更等について、内容を審査した結果、次の理由により不承認と決定しましたので、川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付要綱第9条第4項の規定により、通知します。

記

1 事業区分 立地促進事業 ・ 操業環境改善支援事業

2 理由

第7号様式（第12条第1項）

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金実績報告書

年　月　日

（宛先）川　崎　市　長

本店所在地

企　業　名

代表者職・氏名

事務担当者

電話番号

FAX

E-mail

年　月　日付け 第　　号で交付決定を受けた川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金の助成対象事業が完了しましたので、川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業区分	立地促進事業
2 助成対象経費	合計_____円（税抜）
3 助成金請求予定額	合計_____円（1万円未満切捨て）

※ 助成対象経費は、要綱第7条第1項の規定に基づき交付決定された助成対象経費を超えることはできません。

※ 助成金請求予定額は、助成対象経費に1／10を乗じた額と要綱別表第4に定める助成限度額とを比較して、いずれか少ない額を記入すること。

（提出書類一覧）

- 1 実績報告書（第7号様式）
- 2 事業実績書（第7号様式の別紙1）
- 3 貸借料又はリース料を助成対象経費に算入した場合、貸借料支払証明書兼事業経費明細書（第7号様式の別紙2）
- 4 評価基準報告書（第7号様式の別紙3）及び附随資料
- 5 発注実績報告書（第7号様式の別紙4）（100万円を超える契約・発注を行った場合に限る。）
- 6 助成対象事業に係る不動産（土地・建物）の全部事項証明書（既存の建物を賃借した場合は除く。）
- 7 当該事業の実施に係る注文書、契約書、納品書、請求書、領収書等の写し
- 8 建築確認済証、検査済証等の写し（既存の建物を賃借又は取得した場合で、既に建築確認証明書類を提出している場合は除く。）
- 9 機械及び装置等の各償却資産（建物附帯設備は除く）の機種や仕様が分かる資料（カタログ、仕様書等）
- 10 助成対象事業の完成図（位置図、平面図、立面図等）
- 11 完成写真（外観・内部）
- 12 交付申請書の添付書類のうち変更のあった書類
- 13 その他市長が必要とする書類

事 業 実 績 書

1 事業実績

新増設を行った工場等の住所				
土地の状況	所 有 区 分	<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地		
	取 得 年 月 日 (借地の場合は 契約年月日)	年 月 日		
	敷 地 面 積	m ² (建蔽率 %、容積 %)		
	用 途 地 域	<input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> その他 ()		
建物の状況	所 有 区 分	<input type="checkbox"/> 自社所有 <input type="checkbox"/> 賃借 (契約年月日: 年 月 日)		
	建 筑 面 積	m ²	延べ床面積	m ² (うち生産施設面積 m ²)
	建 物 構 造	造 階建		
	建物各階の 用 途 等	用 途	床 面 積	
		階	m ²	
		階	m ²	
階		m ²		
合 計		m ²		
当該事業にかかるスケジュール等		工事着手日 年 月 日		
		竣工日 年 月 日		
		建物引渡日 年 月 日		
		操業開始日 年 月 日		
移 転 日 等 (移転を伴う場合のみ)		移転(入居)日 年 月 日		
移転の場合、既存工場の状況		(跡地利用等)		
公 害 防 止 等 の 対 策				
対象工場等における今後の事業展開予定 (活動方針・売上見込等)				
後継者の有無 ・育成計画等				
新たな雇用人数		人 (うち常用雇用者数 人)		
その他の特記事項				

2 投資額及び資金の調達状況

投 資 額	土 地	千円（賃借の場合は助成対象算入経費）(A)			
	建 物	千円（賃借の場合は助成対象算入経費）(B)			
	償却資産 (建物 附属設備) ※リースの場合は助成対象算入 経費を記載	内容	金額(千円)		
	小 計	千円 (C)			
	内 容	用 途	単価(千円)	数量	金 額(千円)
	小 計	千円 (D)			
	内 容	用 途	単価(千円)	数量	金 額(千円)
	小 計	千円 (E)			
	合 計	千円 (A~E)			
資 金 調 達 状 況	自 己 資 金	千円			
	借 入 金	千円			
	補 助 金 等	千円			
	そ の 他	千円			
	合 計	千円			

(注)

- 記入欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。
- 助成対象外となる経費は記入しないこと。
- 消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等及び各種手数料（銀行振込、不動産仲介手数料等）は助成対象外とする。
- 投資額の合計額（A～E）が、500万円以上であること。
- 関連施設の面積は、新增設した工場等の延床面積のうち、生産施設の面積を限度として助成対象とする。
- 関連施設は、事務所、倉庫、会議室、休憩室、ロッカーリー、食堂、駐車場等をいう。
- 工場等と住宅を併設する場合は、住宅部分に係る経費を除く費用を助成対象とする。
- 建物附属設備は、電気設備、ガス設備、給排水設備、冷暖房設備、照明設備、通風設備、昇降機等建物に附属する設備で、建物本体とは区分して評価される償却資産をいう。
- 土地を賃借した場合の賃借料は、1,000万円と月額賃借料の12か月分（1年分）とを比較して、いずれか少ない額を算入できるものとする。
- 既設工場等を賃借した場合の賃借料（共益費を含む。敷金、礼金、その他これらに類するものは除く。）は、1,000万円と月額賃借料の12か月分（1年分）とを比較して、いずれか少ない額を算入できるものとする。
- 生産設備は、取得単価が50万円以上のものに限る。
- 償却資産について、リース契約を行った場合のリース料については、1,000万円と月額リース料の12か月分（1年分）とを比較して、いずれか少ない額を算入できるものとする。

賃借料支払証明書兼事業経費明細書

対象区分	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 償却資産(内容を記載)		
支払者 (貸主)	住所 企業名等		
月額賃借料の 12か月分	円		
内訳	対象月	支払年月日	賃借料(円)
	月分		
助成対象算入経費 (1,000万円と月額賃 借料の12か月分(1年分) とを比較して、いずれか少 ない額を記載)	円		

(注)

- 1 上記賃借料等が支払われたことを証明する領収書の写し等を添付すること。
- 2 賃借料には、共益費、駐車場代を含む。
- 3 日割り計算又は賃借料に変更があった場合は、その旨を備考欄に記入すること。
- 4 助成対象経費に算入した経費ごとに1枚記入すること。

評価基準報告書

	評価基準	該当／ 非該当	申請内容
①	次のいずれかの基準により新たに常用の従業員を雇用すること ・5名以上 ・申請時における常用雇用の従業員総数の5%以上	該当／ 非該当	新たな常用雇用者数 人 (申請時の常用雇用者数 人)
②	申請者の市内事業所の生産施設面積が15%以上もしくは150m ² 以上増加すること	該当／ 非該当	・申請時 生産施設面積 m ² ・工場等の新增設後 生産施設面積 m ²
③	新たな生産設備、生産性向上に資するソフトウェア等（単価50万円（税抜）以上）の償却資産を取得し、その総投資額が500万円（税抜）以上であること（賃借料、リース料を含む）	該当／ 非該当	総投資額 円
④	新增設を行う工場等の住所が次のいずれかであること ・高津区久地、宇奈根、下野毛、北見方 ・中原区宮内、上小田中、市ノ坪、中丸子 ・川崎区日ノ出、塩浜	該当／ 非該当	新增設等を行う工場等の住所 (区)
⑤	・市内インキュベーション施設からの立地	該当／ 非該当	
⑥	・市外からの立地	該当／ 非該当	

該当項目数	項目
評価区分	重点支援評価（3項目以上）／標準評価（2項目以下）

【附随資料一覧】

評価区分が「重点支援評価」である場合は、次の附随資料を併せて提出するものとする。

- 新規雇用従業員分の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し（①が「該当」の場合に限る。）
- 実績報告日時点における申請者の川崎市内における全ての事業所の面積を記載した図面などの資料（②が「該当」の場合に限る。交付申請時から変更のない事業所の図面は除く。）
- 対象資産の注文書、契約書、納品書、請求書、領収書等の写し（③が「該当」の場合に限る。助成対象経費に含まれる資産の重複する注文書等は除く。）

（注）

- 「市内インキュベーション施設からの立地」には、同施設から移転する場合のほか、同施設以外に新たな事業所を増設する場合を含む
- 「市外からの立地」には、市内に事業所のない事業者が市内に事業所を新設する場合、市外の事業所を市内に移転する場合、市内の事業所と市外の事業所を移転統合する場合のいずれも含む

発注実績報告書

	契約目	契約種別 (工事、委託、物 品)	契約名称	契約企業名	市内中小の別	契約金額
1						円
2						円
3						円
4						円
5						円
6						円
7						円
8						円
9						円
10						円
					契約金額合計	円

【附随資料】

- 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書（第1号様式の別紙6）
※ただし、交付申請時から記載内容に変更がない場合は提出不要。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）
※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

第8号様式（第12条第1項）

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金実績報告書

年　月　日

(宛先) 川　崎　市　長

本店所在地

企　業　名

代表者職・氏名

事　務　担　当　者

電話番号

F A X

E—m a i l

年　月　日付け　　第　　号で交付決定を受けた川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金の助成対象事業が完了しましたので、川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業区分	操業環境改善支援事業
2 助成対象経費	合計 _____ 円（税抜）
3 助成金請求予定額	合計 _____ 円（1万円未満切捨て）

※ 助成対象経費は、要綱第7条第1項の規定に基づき交付決定された助成対象経費を超えることはできません。

※ 助成金請求予定額は、助成対象経費に3／4を乗じた額と300万円とを比較して、いずれか少ない額を記入すること。

（提出書類一覧）

- 1 実績報告書（本様式）
- 2 事業実績書（第8号様式の別紙1）
- 3 発注実績報告書（第8号様式の別紙2）（100万円を超える契約・発注を行った場合に限る。）
- 4 当該事業の実施に係る注文書、契約書、納品書、請求書、領収書等の写し
- 5 当該事業の実施により購入した設備の配置や工事箇所がわかる図面及び写真等
- 6 事業の効果を確認するための事業実施前後の騒音等測定結果資料等（防音対策もしくは防振対策を実施する場合に限る。）
- 7 交付申請書の添付書類のうち変更のあった書類
- 8 その他市長が必要とする書類

事 業 実 績 書

助成対象事業名	<input type="checkbox"/> 防音対策に係る事業 <input type="checkbox"/> 防振対策に係る事業 <input type="checkbox"/> 脱臭対策に係る事業 <input type="checkbox"/> 浸水対策に係る事業 <input type="checkbox"/> その他 ())		
助成対象事業の内容			
事業実施の効果 (改善結果等)			
当該事業にかかる スケジュール等	工事着手日	年	月
	工事完了日	年	月
	支払完了日	年	月
投資額	経費名称 (明細)	金額(円)	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	合計	円	
資金調達状況	自己資金	円	
	借入金	円	
	補助金等	円	
	その他	円	
	合計	円	

(注)

- 1 投資額等について、記入欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。
- 2 助成対象外となる経費は記入しないこと。
- 3 消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等及び各種手数料（銀行振込手数料等）は助成対象外とする。
- 4 投資額の合計額が、10万円以上であること。

発注実績報告書

	契約日	契約種別 (工事、委託、 物品)	契約名称	契約企業名	市内中小の別	契約金額
1						円
2						円
3						円
4						円
5						円
6						円
7						円
8						円
9						円
10						円
					契約金額合計	円

【附随資料】

- ・市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書（第1号様式の別紙6）
※ただし、交付申請時から記載内容に変更がない場合は提出不要。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

第9号様式（第13条）

第 号
年 月 日

（宛先） 企業名
及び代表者の職・氏名

川崎市長 福田 紀彦

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金については、川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり助成金の額を確定しましたので、通知します。

記

1 事業区分 立地促進事業 ・ 操業環境改善支援事業

2 交付決定年月日

3 交付決定通知番号 川崎市指令 第 号

4 助成金の確定額

第10号様式（第21条）

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金取得財産等処分承認申請書

年 月 日

（宛先）川崎市長

本店所在地
企業名
代表者職・氏名
事務担当者
電話番号
FAX
E-mail

年 月 日付けで交付申請した川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金の助成対象事業による下記の取得財産等を処分したいので、川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付要綱第21条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 事業区分 立地促進事業・操業環境改善支援事業

2 取得財産等の品目・数量及び取得年月日

3 取得価額、見積額及び残存簿価相当額

4 処分の方法

5 処分の理由

6 処分予定日

7 担保の種類（担保の場合）

8 担保権者（担保の場合）